

学校体育施設の使用に関する注意事項について

1 学校体育施設の使用時間及び使用施設について

使用時間は、午前5時～午後9時までの学校教育活動や施設管理上に支障のない時間帯となります。また、使用できる施設は、町内小中学校体育館及び校庭となります。

2 学校体育施設使用団体登録について

学校体育施設の使用許可が受けられる団体は、壬生町に在住又は勤務する10人以上で構成され、あらかじめ教育委員会が定める学校体育施設使用団体登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出した団体となります。
※減免を受けようとする団体は、学校体育施設使用料減免申請書（様式第4号）をご提出ください。

3 学校体育施設の予約方法について

学校体育施設の予約をされる場合には、以下のとおり毎月開催する学校体育施設調整会議において、申請書・使用料を添えて申請されるようお願い致します。

※予約については、1ヶ月単位となります。毎月の20日に予約できる期間は翌月分のみとなります。

○会議実施日 毎月20日 午後7時（時間厳守）

○実施 場所 壬生町総合運動場 管理棟 2階 会議室

4 管理責任者（各団体の代表者）の責務について

各団体の責任者は、以下の内容について必ず遵守されるよう、使用者全員にご周知ください。（※遵守されない場合には、登録取消となる場合があります。）

- ① 使用時間は、準備、清掃、片付け、照明の消灯、窓や出入口の施錠等を含み、予約時間内を厳守してください。
- ② 借用申請時に許可されたスポーツ以外に使用する備品・物品の使用は出来ません。（例：バスケットボールで申請→ボルダリング設備は使用不可）
- ③ 使用した備品・物品等は元の場所に返却し、清掃や校庭を使用した場合は整地し、また、ゴミのお持ち帰りを徹底してください。
- ④ 備品・物品・施設を破損・亡失した場合は、速やかにスポーツ振興課へ連絡してください。（※使用者の弁償となる場合があります。）
- ⑤ 照明の消灯、窓・出入口の施錠、閉門については、必ず2名以上で再確認するなど確実に行ってください。
- ⑥ 学校敷地内は全面禁煙です。
- ⑦ 車等は所定の場所に駐車し、校庭への乗り入れはしないでください。
- ⑧ 使用中のけが等は、使用者の責任となりますので、事故に備え『スポーツ安全保険』等に参加してください。